農林水産大臣 野村 哲郎 殿 林野庁長官 織田 央 殿 環境大臣 西村 明宏 殿 経済産業大臣 西村 康稔 殿

公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン

2023 年 2 月 23 日、欧州委員会において人権・環境デューデリジェンス(以下、「DD」とする)義務化を謳う指令案¹が採択された。2011 年、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、国による人権保護義務と企業による人権尊重責任が浸透してきたが、G7 メンバーであるイギリス、フランス、ドイツなどは、人権だけでなく環境面についても行動計画策定にとどまらず法制化の動きを加速させている。

「責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス²」でも、人権・環境・情報開示など、サプライチェーン上の負のリスク軽減のための指針が示されている通り、企業に責任ある行動が求められている。G7 各国を中心として企業 DD に関する法整備が主流化する中、日本でも同様の検討を進めなければ、中長期的には国際社会における日本企業の商取引および資金調達における機会損失に繋がりかねないと考え、以下 5 点について危機感を表明したい。

欧州諸国で進む企業 DDの義務化	目的・特徴	対象セクターの範囲	対象	ステータス
欧州連合 企業持続可能性 デュー・デリジェンス指令案 The European Union's Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive	持続可能で責任ある企業行動促進、 企業運営と企業統治において人権・ 環境への配慮を定着させるため、 デューデリジェンスの義務化	OECDデューデリジェンスガイダンスに基づく (繊維、皮革、農林水産業、飲食料製造、鉱物資源採掘、金属製造加工など。卸売業舎)	・従業員500人以上、純売上高1億5千万€ 以上(指令発効後2年以内) ・従業員250人以上、純売上高4千万€以上、 うち50%が左記セクターから(+2年) ・EU域内で活動する非EU企業で売上高が上 記条件に当てはまる場合	2022.2.23 指令案採択@ 欧州委員会 欧州理事会・欧州 議会にて審議中
ドイツサブライチェーン デューデリジェンス法 Germany's Supply Chain Act (Lieferkettensorgfaltspflichtenge setz)	大企業を対象とした、国内外サブラ イチェーンにおける人権・環境 デューデリジェンスと実施の義務化 ※違反した場合罰金あり	自社(子会社含む)およびサブ ライヤー	従業員3000人以上の企業 (2023.1.1から) 従業員1000人以上の企業 (2024.1.1から)	2021.3.3 閣議決定 2021.6.25 法案承認@ 連邦参議院 2023.1.1 施行
フランス企業注意義務法 France's Due Diligence Act (devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre)	多国籍企業のサブライチェーン上に おける人権・環境への負の影響の回 遊義務化	自社(子会社含む)およびサブ ライヤー	国内の従業員5000人以上の企業 国内外の従業員1万人以上の企業	2017.3.27 成立

表 1 欧州諸国で進む企業 DD の義務化に関する法令

¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145

² https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf

1. 持続可能な農林畜産物調達について

現状、日本の森林リスク産品(木材・紙パルプ、パーム油、大豆、カカオ、牛肉、天然ゴムなど)調達において、非合法な木材を規制するクリーンウッド法やグリーン購入法以外には規制や法律はない。一方、欧州連合(EU)では森林破壊防止のためのデューデリジェンス義務化に関する規則³(以下、「EUDR」という)が、2023 年あるいは 2024 年内に施行されることが想定されている。この新しい規則は、森林破壊を伴う製品の EU 域内での流通または域内からの輸出を防止するために事業者にデューデリジェンスを義務付けることで、EU が世界の森林減少および森林劣化に与える影響を軽減し、温室効果ガスの排出と生物多様性の損失を減少させることを目的としている。

この目的を果たすため、同規則では生産国での合法性の確認のみならず、森林破壊を伴うリスクを最大限確認し、緩和することを求めている。規制の対象産品は、木材、パーム油、大豆、カカオ、コーヒー、牛肉、天然ゴム、対象商品を原料とする派生製品など多岐にわたり、森林破壊・劣化の主な原因は上記製品を生産するための農地拡大であり、それら製品を輸出入する EU 諸国にも責任があるという理解のもと成立に至った。

イギリスでは違法な森林破壊を禁止する法律⁴が既に成立しており、アメリカでも同様の法案が提出されている⁵。G7 諸国が次々に自然生態系に負の影響を与えるサプライチェーンを排除する方向に向かっている中、森林リスク産品の一大消費国である日本にも、国際社会の中で相応の責任を果たすことが求められる。

日本政府は国連食料システムサミットにおける生産性の向上と持続可能性の両立の追求や、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議での「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」署名などを通し、「みどりの食料システム戦略」推進を掲げている。しかし、「みどりの食料システム法」では環境負荷低減に取組む国内生産者と新技術の提供等を行う事業者への支援に限定されており、「みどりの食料システム戦略」でも 2030 年までに上場食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達 100%達成を目標に据えながらも、目標達成に至る明確なステップは何ら示されていない。「みどりの食料システム戦略」の目的として、「我が国の食料の安定供給・農林水産業の持続的発展」だけでなく、「農林水産業・食品産業による環境負荷の軽減と地球環境の維持」が掲げられていることに鑑み、温室効果ガス削減・生物多様性保全のどちらの目標についても、日本が世界中から調達する原材料サプライチェーンからの森林破壊リスクをどのように軽減・排除していくのか、明確な指針と規制の整備なしには実現不可能と考える。まずは G7 諸国と同等の原材料の輸出入規制を整備し、事業者による DD を義務化することが急務ではないか。

³ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_7444

⁴ https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/30/schedule/17/enacted

⁵ 米国 FOREST Act of 2021: https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/2950/text

2. 木材調達に係るクリーンウッド法について

2017 年 5 月から施行されている「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(クリーンウッド法)は、施行 5 年後の見直しを経て林野庁により「クリーンウッド法の 5 年後見直しについて(とりまとめ)」が 2022 年に策定され、第一種木材関連事業者に合法性確認、情報提供および記録保存を義務付けることが盛り込まれ、2023 年の通常国会に提出された6。

欧米やオーストラリアなど他の先進国では、事業者に対して違法伐採木材の取り扱いを禁じ、違法リスクに対するデューデリジェンスを義務付ける規制がある中、見直し前のクリーンウッド法は合法伐採木材の利用を促進するという内容にとどまっていた。今回、日本でも遅ればせながら事業者に合法性確認を義務付けるよう法律が見直されたことは、歓迎すべきことと考える。

一方で、改正案には複数の課題があり、その実効性について疑問が残る。日本市場から違法な木材を排除 するため、以下の実施が重要と考える。

- 1) 合法性確認が義務付けられる事業者が誰なのかが明確に示されていないため、政府による対象事業者の把握に基づいた対象範囲の明確な設定が必要である
- 2) 今回の見直しでは、合法性確認に至らなかった木材の扱いについて明確にされていない。合法性が確認できない木材が容認されたままにならないよう、合法確認済の材と未確認材の分別を事業者任せにするのではなく、政府による確認や情報公開、規制を設けるなどの対策が必要である
- 3) 現状のクリーンウッド法では、合法性の適用法令の範囲について「樹木が我が国又は原産国の法令に 適合して伐採されたことの確認」とされており、合法性の定義・判断が事業者任せになっている。EU 木 材規制のように合法性の定義と範囲を明確化する必要がある。
- 4) 欧州を中心に人権・環境 DD や森林破壊フリーであることを法律で求めることが国際社会の要求になってきているため、合法性の確認だけでなく、持続可能性を追求するような法律にすべきである。

他 G 7 国 森林コモディティに関する 新しい法律	目的・特徴	対象コモディティの範囲	DD	合法性を 超えた確認	人権	ステータス
欧州連合森林破壊フリー産品 のためのデューデリジェンス 残務代規制 The European Union's Proposal for a Regulation on Deforestation-free Products	森林破壊が起こされた土地 で生産されたコモディティ をEU市場に入れることを禁 止	木材、パーム油、大豆、 カカオ、コーヒー、牛肉、 天然ゴム、 対象商品を原料とする派 生製品	DDSの実施	原産国の法律 遵守に加え森 林破壊フリー である確認 確認	労働者やIPLCの権利についての確認 「企業持続可能性デューデリジェンス指令家」で 人権や環境への悪影響を 予防・是正する義務を課 す指令家が奏表済 (2022.2.23)	2022.12.6 欧州理事会・欧 州議会・EU加盟 国が合意
英国環境法2021 The United Kingdom's Environment Act 2021	違法な森林破壊が起きた土 地で生産されたコモディ ティを英国市場に入れるこ とを禁止	パーム油、大豆、カカオ、 コーヒー、畜牛、天然ゴ ム、トウモロコシ	DDSの構築が必 須	なし	英国現代奴隷法 (2015) あるが、2022年2月には CSOからEUと同様の人権 DDを求める声明*1	2021.11.9 公布 ガイドライン 策定審議中
環境に配慮した貿易と海外法 規制の譲成を目指した法律 2021 通称 US FOREST Act of 2021	違法な森林破壊を撲滅入を禁止 森林破壊が深刻にもかかわらず効果的な施策を持たない国に対してした。 レーサビアスやを作びしている場所を明性の 向上などを求める	木質繊維、パーム油、大豆、カカオ、コーヒー、 一、カカオ、コーヒー、 一、カカオ、コーヒー、 一、カタ南品を原料とする派 生製品	リスク・アセス と緩和のために 相応の注意が払 われたことを輸 入申告必要 明する必要	なし	「違法な森林破壊」には 汚職防止や第3者の土地 所有権や先任民がる配慮 ミュニティに対する配慮 (FPIC)に関する法律の 不遵守も含まれる	2021.10.6 法案提出 2023.1.3 次年度に持越し
クリーンウッド法改正案	樹木が我が国または原産国 の法令に適合して伐採され たことの確認	木材製品	サプライチェーンの川上にいる 木材関連事業者 による合法性の 確認等の義務付け	なし	木材関連事業者に対し、 2022年9月に策定された 「責任あるサライ チェーン等における人権 尊重のためのガイドライ ン」に基づく取組を促進 すべく、周知・啓発活動 を推進	2023.2.28 国会に改正案 提出

表 2 G7 各国で進む農林畜産物に関する新しい DD 法比較

⁶ https://www.maff.go.jp/j/law/bill/211/attach/pdf/index-7.pdf

3. 持続可能な水産物調達について

日本国内の水産マーケットに IUU(違法・無報告・無規制)漁業由来の水産物の流通を防止することを目的に、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(以下、水産流通適正化法)」が制定、2022 年 12 月 1 日施行が開始された。本法は、水産物の取扱事業者に対し、取引情報の伝達や取引記録の作成、さらに輸出入に際して、保存や適法な採捕の証明書類の添付義務付け等の措置を講じるもので、違法な漁業の抑止や、水産資源の持続的な利用に寄与する法律として、漁業とその関連産業の健全な発展に資するものである。一方で、国際的な海洋資源環境の保全を強化するためにも、さらなる改善が重要であると考えており、日本で大量に消費され、かつ、IUU 漁業のリスクが高い、マグロ類、ウナギ類、カニ類、エビ類をはじめとして、その対象魚種を増やすことが望まれる。

また、日本に流通するすべての水産物に段階的に拡張できるような電子漁獲証明書と報告システムを確立すること、漁船への電子モニタリング機器搭載といったシステム全体を通じてより高い透明性を確保し、EU および米国の既存の輸入管理制度と整合性のある主要データ要素 (KDEs) を含む、GDST (Global Dialogue on Seafood Traceability)などの国際基準と一致するトレーサビリティ・システムを開発し水産サプライチェーンへの導入を推進すること、他の 65 ヶ国同様に、漁船、冷凍輸送船及び補給船に関する情報を FAO に提供すること、混獲といった、漁業が生物多様性へ及ぼす悪影響を国や調達企業が把握し対処することなどが必要である。さらに、IUU 漁業においては、人権侵害や労働問題に対する懸念が高まっている。水産物を輸入する際は、製造・加工過程で人権侵害が発生していないことを保証するために追加的なチェックを実施することも必要である。

さらには、ゴーストギアとも呼ばれる ALDFG (放棄・紛失・投棄される漁具) の対策がされた持続可能な漁業・養殖業からの調達が求められるが、これらは改正漁業法でもほとんどカバーされていない。漁業の透明性とトレーサビリティを確保し、自然資本を尊重し、生態系の保全および生物多様性を確保するために、上記のような持続可能な水産調達を明確に求めるべきである。

4. 持続可能な水利用管理について

水は、社会、経済、環境にとって不可欠なものであり、気候変動の影響を受けて干ばつや洪水など、影響が水を通して強調されている⁷。将来的な影響が科学的に明らかにされつつある昨今では、水に関するリスクの増大や取組みに関する議論が加速している。世界経済フォーラムでは、グローバルリスク報告書において、世界経済に影響を及ぼす可能性があるリスクとして、水を通して強調される気候変動適応の失敗や洪水が大きな割合を占める自然災害、劣化が著しい劣化を報告されている淡水生態系に象徴される生物多様性の損失など、トップ 10 に水に関連するリスクをあげている。また 2023 年 3 月に開催された国連会議では、50 年ぶりに水をテーマとして開催された。そこでは、水行動アジェンダが採択、淡水チャレンジ(Freshwater Challenge)の発足が実現している。日本は世界第 4 位の輸入大国であり、日本

 $^7\,$ GLOBAL COMMISSION ON ADAPTATION (2019) ADAPT NOW: A GLOBAL CALL FOR LEADERSHIP ON CLIMATE RESILIENCE

経済を支える企業のバリューチェーンは海外に広がっていることから、日本経済に影響する水リスクは、 日本国内にとどまらず海外にも広がっているといえる。

一方、淡水の生物多様性劣化は深刻な状況が続いており、気候変動や人口増を背景としたエネルギー生成、食料・繊維生産、都市・インフラ開発が、流れの変化、汚染、生息地劣化損、種や河川素材の乱獲、侵略性の高い外来種の蔓延を引き起こして劣化していると言われている⁸。

我が国は、上記の食料や繊維生産は海外に依存する部分も多く、かつ日本経済の大きな割合を占める精密機器の製造も含め、国内外を問わずそれらの生産・製造は淡水の生態系サービスに依存していることは明らかであり、気候変動など水の状況が劇的に変化する中でバリューチェーンを含めた持続可能な水の利用管理を進めることは、食料や繊維の安定供給を維持するうえでも喫緊の課題といえる。

2023 年 3 月に開催された国連水会議で採択された水行動アジェンダは、すでに日本を含め各国政府を含む様々な主体から 700 以上のコミットメントが集まっている。日本では質の高いインフラ整備への貢献が約束されているが、海外の淡水の生態系サービスに依存する一大消費国である日本にも、国際社会の中で特に食料・飲料、繊維、ICT・エレクトロニクスに関連する企業と共に、水行動アジェンダを通して、海外を含めたバリューチェーンにおける持続可能な水の利用管理を推進することが求められている。

また、同じく発足した淡水チャレンジでは、達成するべき目標として、2030年までに30万kmの河川と350万平方kmの水環境を回復するため、必要な支援を行うことを掲げている。各国が定めた優先課題に基づき、リソースを動員して淡水の回復目標の設定と実施を支援すること、またステークホルダーと協力して包括的な観点から解決のためのアプローチをとることが求められている。日本政府としても、淡水チャレンジへの参加を通して、健全な淡水生態系を緊急に回復するために、生物多様性国家戦略や地域戦略や実施施策を含めて、企業などの非国家主体と共に、推進していくことが求められている。

特に繊維産業に関しては、EU は 2022 年に「EU strategy for sustainable and circular textiles(以下「戦略」と表記)」を策定・公表し、繊維生産にかかる水を含む環境への負荷の高さと、EU が輸入する繊維に関しての環境・社会影響に関してのデューデリジェンスの重要性を指摘している。EU は同戦略の中で、2015 年の G7 首脳宣言(繊維・既製服セクターにデューデリジェンス基準を普及する 国際的取組を歓迎)を受けて策定された OECD (世界開発機構)による「OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains in the Garment & Footwear Sector」について、OECD 加盟諸国が衣類・履物のサプライチェーンに関して人権と水を含む環境のデューデリジェンス実施が求められていることを言及。加えて、同戦略では「a proposal for a Directive on corporate sustainability due diligence」に基づき(同戦略の発表時点では指令書案の提案段階にあり、2023 年 2 月 23 日に EU に承認された)、今後 EU ならびに EU 域外の特定の基準を満たす企業については環境・人権に関する「実際の」また「潜在的」な悪影響を特定、防止、緩和、終結、説明するデューデリジェンスの実施を義務化することを指摘している。

5

⁸ Dudgeon et.al (2006) Freshwater biodiversity: importance, threats, status and conservation challenges / WWF (2020) Bending the Curve of Global Freshwater Biodiversity Loss: An Emergency Recovery Plan

我が国においては、OECD 加盟国でありながら衣類・履物のサプライチェーンの環境・人権の双方を対象としたデューデリジェンスの仕組みづくりは行われておらず、人権に関連して「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を 2022 年に定めたにすぎず、また法的拘束力のある義務とはなっていない。そのため、日本国政府においては、自国企業ならびに自国企業のサプライチェーン上の企業に対して水を含む環境ならびに人権の双方を対象とした影響評価、防止、緩和、終結、説明を行うデューデリジェンスを義務化する法制度の策定が求められる。

また食料・飲料産業に関しては、個別政府の取組み事例として、 イギリスの食品・飲料セクターが二酸化炭素やその他の環境影響を削減するための自主協定である The Courtauld Commitment 2030 があげられる%。ここでは食品廃棄物、温室効果ガス(GHG)排出量、水ストレスの削減を農場から店舗まで共同で実施し、イギリスの食品・飲料部門が環境目標を達成できるよう支援することを目的としている。水ストレスの削減に関しては、2030 年までの全体的な目標として、「イギリスの生鮮食品の 50%を持続可能な水管理を行う地域から調達する」という目標を掲げている。また目標達成のためのロードマップは、食品と飲料の供給のための水の安全保障に向けて作成されており、SDG6 や生物多様性の保護と回復、自然ベースの改善策の実施によるネットゼロ目標への貢献も含めている10。このロードマップはイギリスの食品・飲料企業 50 社以上によって策定され、コミットされている。日本政府は、日本の食品・飲料企業と共に、日本の生鮮食品を持続可能な水利用管理を行う流域から調達する目標を掲げ、その水のサプライチェーン管理に対する技術的・資金的支援を実施するべきである。

5. 環境・人権の DD を両輪で進める必要性

「持続可能性に配慮した原材料調達の実現」には、環境面と人権面のデューデリジェンスが必要不可欠であり、まずは産品によって異なる環境・人権面のリスクを特定した上で取組むことが重要と考える。

日本政府は「ビジネスと人権に関する指導原則」の支持、「清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利を 人権と認める決議」の批准等をしているからこそ、経済産業省は「持続可能性に配慮した原材料調達の実 現」に向け、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(2022 年)」策定に 留まることなく、人権 DD を義務化すべきである。

同様に、農林水産省および環境省は EUDR やみどりの食料システム戦略などの政策的な動きの中、事業者が実際にどのように環境保全に取り組むべきか、方向性や方法を示すべきと考える。具体的には、関連する規制を整備や、産品別のリスク分析、事業者に分かりやすいガイドラインの策定等を通じて環境 DDの普及、そして義務化への道を模索すべきである。

https://wrap.org.uk/taking-action/food-drink/initiatives/courtauld-commitment (2023/3/20 閲覧)

https://wrap.org.uk/taking-action/food-drink/initiatives/courtauld-commitment/courtauld-2030-water-roadmap (2023/3/20 閲覧)

⁹ WRAP: The Courtauld Commitment 2030

¹⁰ WRAP: Courtauld 2030 Water Roadmap

持続可能なサプライチェーンを求めるうえで、まず必要になるのは生産現場における環境・人権の問題の有無を確認するための現地確認である。G7 各国は既に環境・人権 DD 義務化に舵を切り始めており、企業活動としての DD システム構築と 1.5 度目標達成に向けた計画策定が盛り込まれていく。今後は取組みを進めるための ESG 投資推進のさらなる強化も想定される中で、現状の日本のように企業の自主性に任せた政策のままでは、結果として日本企業の商取引および資金調達における機会損失に繋がりかねない。

日本政府には G7メンバーという立場において、中長期的視野に立って環境・人権リスクを低減・回避 することで自然資源を使い続けながら経済活動を持続させること、また、国際社会の一員としての責任 を果たすために政策を整え、リーダーシップを発揮していくことを期待する。

以上